



報道関係各位

社団法人衛星放送協会  
株式会社スカイパーフェクト・コミュニケーションズ

### 岩手・宮城内陸地震による被災者への 6月の視聴料等の免除について

CS衛星放送事業に関わる108社が組織する社団法人衛星放送協会（事務局：東京都港区、会長：植村 伴次郎）と株式会社スカイパーフェクト・コミュニケーションズ（本社：東京都港区、代表取締役 執行役員社長：仁藤 雅夫）は、岩手・宮城内陸地震において災害救助法が適用された市町村で「スカパー！」及び「e2 by スカパー！」を契約されているお客様を対象に、お申し出により被災状況によって視聴が困難と認められた場合、6月の視聴料等（月額基本料<sup>※1</sup>、スカパー！及びe2 by スカパー！のPPVを含む月額視聴料、月刊ガイド誌料）を免除することを決定しました。

#### 記

#### 1. 免除対象地域

岩手県一関市（いわてけん いちのせきし）、岩手県奥州市（いわてけん おうしゅうし）、岩手県北上市（いわてけん きたかみし）、岩手県西磐井郡平泉町（いわてけん にしいわいぐんひらいずみちょう）、岩手県胆沢郡金ヶ崎町（いわてけん いさわぐんかねがさきちょう）、宮城県栗原市（みやぎけん くりはらし）、宮城県大崎市（みやぎけん おおさきし）

#### 2. 免除となる料金の内訳

月額基本料<sup>※1</sup>、視聴料<sup>※2</sup>（スカパー！及びe2 by スカパー！の月額視聴料、PPV視聴料を含みます）、月刊ガイド誌料

#### 3. お客様からの問い合わせ先

ご相談専用ダイヤル

TEL：0120-085-550（10：00～20：00、無休）

※1 スカパー！及びe2 by スカパー！の月額基本料となります。

※2 金額は、お客様の視聴契約内容によって異なります。